

平成 20 年 11 月 4 日

本投資法人発行に係る第 1 回投資法人債に係る債権者 各位

本投資法人発行に係る第 1 回投資法人債に係る債権を平成 20 年 10 月 9 日以降保有していた方 各位

本投資法人発行に係る第 1 回投資法人債に係る債権の取得を検討している方 各位

ニューシティ・レジデンス投資法人

執行役員 新 井 潤

(問い合わせ先)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 10 番 6 号

ニューシティ・レジデンス投資法人

TEL : 03-6229-3860 FAX : 03-6229-3867

※ お問い合わせはできるだけ FAX をご利用下さい。

## 本投資法人第 1 回振替投資法人債に係る権利の譲渡について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人は、平成 20 年 10 月 9 日に、東京地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行い、同月 14 日に、同裁判所より民事再生手続開始の決定がなされました（東京地方裁判所平成 20 年（再）第 249 号再生手続開始申立事件）。

ニューシティ・レジデンス投資法人第 1 回無担保投資法人債（投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）（ISINコード：JP304621A6E1）（以下「第 1 回投資法人債」といいます。）に係る債権につきましては、その総額につき、当該投資法人債に係る投資法人債管理者より再生債権の届出がなされる予定であるため、個々の投資法人債権者の皆様から本投資法人に対して再生債権の届出・届出名義の変更等を行っていただく必要はございません。しかし、社債等の振替に関する法律 115 条が準用する同法 66 条、73 条の規定により、支払期限到来後の既発生の利息債権、遅延損害金請求権（元本債権が譲渡された場合、その譲渡前に生じた部分に限ります。）につきましては、同法所定の振替手続（同法 115 条が準用する同法 70 条）ではなく、民法上の指名債権譲渡の方式（民法 467 条）により債権譲渡が行われることとなります。

したがって、支払期限到来後の既発生の利息債権、遅延損害金請求権の債権譲渡を行った第 1 回投資法人債の投資法人債権者の皆様におかれましては、民法上の指名債権譲渡の方式により権利移転・対抗要件具備の手続を行っていただく必要がございますので、これらの債権の譲渡・譲受けを既に行い又は今後行うことを検討している皆様におかれましてはご留意下さいますようお願い申し上げます。

謹白